

令和5年12月25日招集

第12回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和5年第12回狭山市農業委員会総会

令和5年12月25日（月曜日） 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時15分

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田 敏 枝
4番 細田 幸 司	5番 仲川 知 範	6番
7番 小口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀 敏
10番 平本 洋 章	11番 増田 棟 順	12番 吉田 博 幸
13番 渡邊 隆 夫	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清水 芳 則	小澤 俊 夫	室岡 英 紀
奥 富 文 典	片岡 弘 幸	齋藤 孝 史	高橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田 光 弘 主幹 三ツ木 淳

事務局 定刻になりましたので、これより令和5年第12回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料3 農地あっせん台帳
- ・農委だより 第83号
- ・リーフレット「農地の売買は埼玉県農林公社へ」

となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第12回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございました。
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第12回狭山市農業委員会総会を開催します。
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号7番 小口委員と8番 岸委員にお願いします。
これより議案の審議を行います。
最初に第12回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第3条の申請が奥富地区で1件、水富地区で1件、併せて2件、農地法第4条の申請が水富地区で2件、農地法第5条の申請は入間川地区で1件です。
農用地利用集積計画は入曽地区で3件、堀兼地区で3件、奥富地区で1件、併せて7件となっています。

議長 ありがとうございました。
それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。
はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 圃場はきれいですが、畦に枯草が残っていて、火災が心配される農地がありますので、引き続き見守っていこうと思います。

議長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 この時期なので雑草は繁茂していませんが、乾燥による火災が心配されますので、引き続き見回りをしていきたいと思います。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 皆さんおっしゃる通り、枯草火災が心配されますので、気をつけて見ていこうと思います。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 私の担当地区も枯草が目立っていますが、特に荒れたところはありません。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 枯草については、先月と変わらない状況でした。あっせん台帳に掲載されている農地にビニールハウスや建物がありますが、その中が荒れているせいか、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、キツネを見かけました。今後も気をつけて見回りしたいと思います。

議長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 遊休農地になっているところは、特に変化はありませんでした。
利用権設定が1件ありましたので、対象のお宅を訪問してきました。また、意向調

査ということで、認定農業者のお宅を2軒ほど回って来ました。

議長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 かねてから心配されていた農地がありまして、樹木も生えていたのですが、重機を入れて片付けていただき、今は枯草が山になっている状態です。放火などないように、声かけをしていきたいと思います。

議長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 枯草が目立つ畑もありますが、年末に向けてきれいにしてくれるところもあるかと思っていますので、よく確認しながらパトロールをしたいと思っています。

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。
それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。
議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 今回は、利用権の設定が7件37筆、地目「田」が1件3筆、3,735㎡、
地目「畑」が6件34筆、42,487㎡です。所有権移転はありません。

1件目

渡し人は上赤坂にお住まいの方、受け人は堀兼にお住まいの方です。
所在地は大字堀兼字中流、外3筆、地目は畑、面積は3,964㎡、権利の種類
は5年間の賃貸借権設定です。
受け人は、認定農業となっています。

2件目

渡し人は水野にお住まいの方、受け人は瑞穂町の農業法人です。
所在地は大字水野字本堀、外5筆 地目は畑、面積は9,168㎡、権利の種類は
5年間の賃貸借権設定です。

3件目

渡し人は水野にお住まいの方、受け人は2件目と同じ農業法人です。
所在地は大字水野字本堀、外5筆 地目は畑、面積は9,218㎡、権利の種類は
5年間の賃貸借権設定です。

4 件目

渡し人は水野にお住まいの方、受け人は2件目と同じ農業法人です。

所在地は大字水野字本堀、外13筆、地目は畑、面積は11,822㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

5 件目

渡し人は上赤坂にお住まいの方、受け人は上赤坂の農業法人です。

所在地は大字上赤坂字野、外2筆 地目は畑、面積は5,058㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

6 件目

渡し人は狭山市狭山にお住まいの方、受け人は上奥富にお住まいの方です。

所在地は狭山 外2筆、地目は田、面積は3,735㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

受け人は、認定農業者となっています。

7 件目

渡し人は南入曽にお住まいの方、受け人は北入曽にお住まいの方です。

所在地は大字堀兼字八軒屋 地目は畑、面積は3,257㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

受け人は、認定農業者となっています。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番につきまして、岸委員は議案に関係するため、農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与することができませんので、ご注意ください

これに伴い、整理番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市広瀬東三丁目、地目は田、面積は166㎡、現在の利用状況は遊休農地となっています。許可後は露地野菜の作付けが計画されています。譲受人は狭山市広瀬に居住する農業者で、総耕作面積は3,493㎡、内訳は所有面積で田が919㎡、畑が2,574㎡です。

根拠法令は、第3条第2項第1号から6号まで全て該当となります。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願っています。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字下奥富字山崎、外1筆、地目は田、合計面積は3,658㎡、現在の利用状況は水稻の作付けとなっています。許可後も水稻の作付けが計画されています。譲受人は狭山市大字下奥富に居住する農業者で、総耕作面積は28,750㎡、内訳は「田」が17,563㎡、「畑」が11,187㎡です。
根拠法令は、第3条第2項第1号から6号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願っています。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。
次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字笹井字八木、地目は畑、面積は549㎡です。
農地区分につきましては、
・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
・インフラの整備が進んでいる はい
以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書 1 の朗読)

理由書 1 により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第 4 条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員 議案番号 3 整理番号 2 について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字笹井字八木、地目は畑、面積は 9 1 1 m²です。
農地区分につきましては、

- ・ 5 0 0 m 以内に 2 つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第 3 種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は資材置場及び駐車場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書 2 の朗読)

理由書 2 により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第 4 条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中向沢、地目は畑、面積は389㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は3件4筆、地目は全て「畑」、合計面積は1,483.61㎡、全て相続による届出で、あっせんの希望はありません。
農地法第4条の規定による届出は4件5筆、地目「畑」が2筆、面積258㎡、地目「田」が3筆、面積825㎡、転用目的は住宅敷地2件、駐車場1件、ゴミ集積所敷地1件です。
公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は、8件11筆です。
農業用施設に係る届出は1件、農業用倉庫1棟です。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料5「農地あっせん台帳」について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑はないようです。
事務局から、その他、何かありましたらお願いします。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、第12回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。